

座間市教育委員会 1 月定例会会議録

1 開 会 日 令和 7 年 1 月 8 日 (水)

2 場 所 座間市役所 5 階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘
 教育長職務代理者 北村 美奈子 委員 有山 周一
 委員 馬場 悠男 委員 升水 由希

4 出席職員 教育部長 高木 力 教育総務課長 冠 秀一
 就学支援課長 高田 光弘 保健給食担当課長 小林 直樹
 教育指導課長 下斗米 淑子 教育研究所長 石田 正行
 生涯学習課長 新井 昭 図書館長 飯田 京子

5 書 記 教育総務係長 佐藤 雄一 教育総務課主査 菅野 修平

6 開会時刻 午前 9 時 3 4 分

7 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	1	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
2	2	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
3	3	座間市共同学校事務室設置規則	就学支援課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	1	県費負担教職員の任用について	就学支援課長	—

8 閉会時刻 午前 9 時 5 9 分

木島教育長 それでは、ただいまより座間市教育委員会1月定例会を開会いたします。
お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は1月8日今日一日といたします。

次に、座間市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に
有山委員と馬場委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 12月11日(水)教育委員会定例会、教育長、教育長職務代理者、有山委員、馬
場委員、升水委員出席です。

12月13日(金)市長表敬訪問(東中学校、岡島美岬さん、JOCジュニアオリ
ンピックカップ第38回全国都道府県対抗中学バレーボール大会 県選抜チーム選出)
教育長出席です。

12月14日(土)相模中学校区青少年フェスティバル、教育長出席です。

12月15日(日)かながわ音楽コンクール声楽部門～座間音楽祭2024～本選、
表彰式、教育長出席です。これは、ハーモニーホールが改修工事中のため、横浜市港
北区民文化センターミズキーホールで実施したものです。

12月16日(月)前副市長感謝状贈呈式、教育長出席です。

同日、在日米陸軍基地管理本部 ホリデーレセプション、教育長出席です。

12月17日(火)折り紙本寄贈式、教育長出席です。教育委員にも御覧いただい
た本です。この本を市内小・中学校及び各公民館に置かせていただいています。

同日、学校訪問C(栗原中学校)、教育長、教育長職務代理者、有山委員、馬場委員、
升水委員出席です。

12月22日(日)市民自主企画講座「市長・教育長へ意見を伝えよう」、教育長出
席です。市長と出席しましたが、私が子供たちからいただいた主な意見は、「中休み、
昼休みの時間が少ない」、「学校にいる時間が長すぎる」、「給食の楽しみが少ない、月
1回でもよいから盛り上がる食べ物を食べたい」、「学校の廊下が凸凹なので改善して
ほしい」などで、私が回答いたしました。

12月23日(月)市議会第4回定例会 閉会、教育長出席です。

12月24日(火)栗原中学校区青少年フェスティバル、教育長出席です。

1月6日(月)市仕事始め式、教育長出席です。

同日、教育委員会仕事始め式、教育長、教育長職務代理者、有山委員、馬場委員、升水委員出席です。

1月7日（火）市健全財政戦略本部会議、教育長出席です。

木島教育長 以上です。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。2ページの議事運営要領を御覧ください。議案第1号及び第2号、並びに報告第1号については、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議なしと認め、議案第1号及び第2号、並びに報告第1号は非公開といたします。また、審議の順番については、公開案件の後に非公開案件を行うことといたします。

木島教育長 それでは、議案第3号「座間市共同学校事務室設置規則」について、説明をお願いいたします。

（高田課長 挙手）

木島教育長 高田就学支援課長、お願いいたします。

高田課長 資料8ページを御覧ください。議案第3号について御説明いたします。

提案理由は、共同学校事務室を設置するに当たり、必要な事項を定めるため提案するものです。

9ページを御覧ください。一部省略して読み上げます。

第1条、この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4の規定に基づく共同学校事務室を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

第2条、座間市立の小学校及び中学校の事務の効率化、標準化及び効果的な事務処理体制を構築し、学校教育の充実及び学校運営の改善に資するものとして、共同学校事務室を置く。

第3条、共同学校事務室は、地域ごとに設置するものとし、地域区分それぞれの事

務を共同処理する学校及び拠点とする学校は、別表のとおりとする。11ページに別表を掲載しております。市内中学校6校を2校ずつのブロックで分けました。必ずしも小・中学校の学区が一致するものではありませんが、バランスを見ながら、近隣ごとにブロックを分けております。

9ページにお戻りください。

第4条、共同学校事務室に、室長及びその事務を行うために必要な職員を置く。

第2項、室長は、対象校に所属する事務主幹又は総括事務主査のうちから、座間市教育委員会が任命する。ただし、これらの者のうちから任命することが困難であるときその他特別の事情があるときは、これらの者以外の事務職員を室長に任命することができる。

第3項、室員は、対象校に所属する事務職員のうちから教育委員会が任命する。

第4項、第2項及び第3項の場合において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員を任命しようとする場合は、神奈川県教育委員会の同意を得なければならない。

第5条、室長は、共同学校事務室の事務をつかさどるほか、対象校の校長との連絡調整を行う。

第2項、室員は、室長の監督を受け、次条に規定する事務を処理する。

第3項、共同学校事務室は、共同事務を適正かつ効果的に実施するに当たり、業務を分担して実施するものとする。

第4項、共同事務に係る執務は、室長が指定する。

第5項、共同学校事務室の執務に伴う旅行は、公務出張とする。

第6条、共同学校事務室において処理することができる事務の範囲は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第7条の2第1号及び第2号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務とする。

第1号、教職員の人事、服務及び福利厚生に関する事務。

第2号、財務に関する事務。

第3号、文書、調査統計及び情報管理に関する事務。

第4号、児童生徒の就学に関する事務。

第5号、学校事務の効率化、標準化等の推進に関する事務。

第6号、事務職員の研修及び資質向上に関する事務。

第7号、その他共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものと教育委員会が認めた事務。

第7条、教育委員会は、共同学校事務室の適切な運営を推進するため、小学校校長会長、中学校校長会長、室長及び教育委員会事務局の職員で構成する共同学校事務室運営協議会を設置する。

第8条、室長は、地域区分間の連絡調整等のため、必要に応じて各地域区分の室長で構成する共同学校事務室室長会議を開催することができる。

第9条、共同学校事務室の設置及び管理運営に関する庶務は、主管課において処理する。

第10条、この規則の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附則、この規則は、令和7年4月1日から施行する。

以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

(馬場委員 挙手)

木島教育長 馬場委員、お願いいたします。

馬場委員 趣旨はよくわかるのですが、共同学校事務室を設置するために必要な人員が増えてしまつて煩雑になるということはないのですか。

(高田課長 挙手)

木島教育長 高田就学支援課長、お願いいたします。

高田課長 個々に自分の進め方で事務を処理したほうがよいという方はいらっしゃるかもしれませんが、全体で事務を処理する中で調整等の負担が掛かる部分は確かにありますが、共同学校事務室を設置することで、これまで一人で行っていた膨大な個人情報の処理と点検を複数で実施できますし、分担しながら事務を処理することもできるという点では、事務の効率化が図れると考えております。

また、共同学校事務室を設置する市に対して、県から事務職員の加配が1名あります。加配によって、経験が浅い若手の事務職員にも手厚く指導ができますし、広く全体を見ながら仕事を進めることができると思っております。

今年度、共同学校事務室は設置されていませんが、既に県から事務職員の加配を受けており、試行という形で取組が始まっています。東原小学校に加配の事務職員がおりまして、共同学校事務室を適切に運営できるようにという試みが行われております。

木島教育長 他はいかがでしょうか。

(有山委員 挙手)

木島教育長 有山委員、お願いいたします。

有山委員 確認ですが、各学校の事務職員が現在行っている仕事が増えるということではないのですね。

(高田課長 挙手)

木島教育長 高田就学支援課長、お願いいたします。

高田課長 基本的に新たな仕事が増えるということではございません。これまで個々に実施していた仕事を全体で協力して進めやすくするためのものです。

現在、学校の働き方改革の一環で、事務職員がより一層学校運営に関わっていこうという動きがありますので、共同学校事務室を設置することによって、学校運営にも力を注ぐことができるという意味では、仕事が増えることがあるかもしれません。

木島教育長 他はいかがでしょうか。

(升水委員 挙手)

木島教育長 升水委員、お願いいたします。

升水委員 他の市町村では共同学校事務室設置の取組を行っているのですか。

(高田課長 挙手)

木島教育長 高田就学支援課長、お願いいたします。

高田課長 実施している自治体と実施していない自治体がまちまちで、近隣では大和市が実施しています。

今までの事務の進め方で処理できているので、これまでどおりでよいのではないかと、事務職員の意向があることや共同学校事務室を設置することにより、全体で共通して事務を処理していくことになるため、事務職員が抵抗を感じているということもあります。また、共同学校事務室を設置して県からの加配を受けることで、どのよ

うな取組を行っているかを県に報告する必要があるため、手間が増えることから実施していない自治体もあります。

木島教育長 ありがとうございました。

今後、第7条に定められている共同学校事務室運営協議会を設置することもあるのでしょうか。

(高田課長 挙手)

木島教育長 高田就学支援課長、お願いいたします。

高田課長 昨年度、小・中学校校長会長、事務職員及び教育委員会職員による合同研究会を行っておりまして、この合同研究会をそのまま共同学校事務室運営協議会に移行させますので、協議会の形は始まっております。

木島教育長 分かりました。来年度の途中で、どのような成果や動きがあったのかという情報を教育委員にお伝えいただきたいと思います。

木島教育長 ただいまの件につきまして、他に御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第3号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第3号は承認いたします。

木島教育長 本日、公開の案件は以上です。ここからは、非公開案件の審議に移ります。

(議案第1号「座間市教育委員会職員の人事について」、及び議案第2号「座間市教育委員会職員の人事について」、並びに報告第1号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和7年2月12日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会1月定例会を閉じさせていただきます。